

長崎産養殖クロマグロ海外販路開拓業務委託 仕様書

1 業務名

長崎産養殖クロマグロ海外販路開拓業務委託

2 業務の目的

長崎県は、クロマグロ養殖の生産量が全国1位を誇る一大産地であり、入り組んだ海岸地形や好適な水温などの恵まれた環境条件と高い飼育技術を背景に、県内各地で盛んに行われている。

また近年は海外の和食ブームもあり、東・東南アジアをはじめとした各国の養殖クロマグロのニーズが非常に高まっており、日本国内より高い市場価格で取引・販売されている状況にある。

そこで、本事業では、こうした品質の高い長崎県産養殖クロマグロを対象に、本県の強みを活かし、より高く評価される海外への輸出を促進することで生産者の経営安定・所得向上に繋がるよう、輸出対象地域における現地ニーズの把握に長け、商流を有する企業のノウハウを活用し、継続的な輸出に繋がる新たな販路を構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 対象品目及び輸出対象国、輸出の形態

(1)対象品目

長崎産養殖クロマグロ(対馬地域で養殖されたもの)

なお、対象品目のサイズや仕入れに係る商流等については別紙のとおり

(2)輸出対象国

東南アジア諸国のうち、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン

(3)輸出の形態

生鮮での輸出を行うものとする

5 予算額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

6 業務の内容

対象品目の輸出拡大に向けて、以下の業務を想定するが、より効果的かつ効率的な内容があれば積極的に提案すること。

実施にあたっては、受託者の持つ海外ネットワーク等を最大限に活用のうえ、事業終了後の継続取引につながり、かつ生産者の所得向上が図られる輸出スキームで実施すること。

(1)対象国の選定

- ・上記「4(2)対象国」のうち1ヵ国以上に展開すること。
- ・対象国・地域については、当該商品の市場性だけでなく、提案者の優位性(輸出実績、商流及び販売ネットワーク等)を最大限に発揮できる国を選定すること。

(2) ヒアリング・コンサルティング等を通じた事業者へのサポート

- ・ヒアリング・コンサルティングは、オンラインでの実施も可能であるが、商品についての理解を深め、効果的な営業手法等について検討するため、できる限り事業者を直接訪問のうえ行うこと。

(3)個別商談の実施(海外バイヤー等とのマッチング)

- ・商流の構築に向けて、海外バイヤー等との商談を1回以上実施すること。
- ・商談にあたっては必要に応じて商談資料の作成、通訳の手配や資料翻訳等を行うこと。

(4)販路開拓に向けた営業・販促活動

- ・販路開拓を図るために、現地において継続的な営業活動(営業代行)を行うこと。
- ・上記営業活動以外で、現地輸入パートナーや有望バイヤー等と連携し、商流の定着(継続的な取引額の拡大)につながる効果的な売込手法を1件以上提案のうえ実施すること。
- ・提案した手法を通じてどのように取引額拡大につなげるのか、過去の実績等具体例を交えて提案すること。

(販路開拓に効果的な手法の事例)

- ✓ キーパーソンとなる人材(有望バイヤー等)の産地への招聘
- ✓ 現地卸先飲食店オーナー、シェフ等を対象とした試食会の開催
- ✓ 現地卸先飲食店等での販促活動(長崎フェア開催など)

(5)ブラッシュアップ支援及び事業者フォローアップ

- ・事業者が円滑に事業実施できるように輸出関連の手続き等、必要なフォローアップを行うこと。
- ・一連の事業で連携した海外バイヤーやエンドユーザー等へヒアリング等を実施のうえ報告書を作成し、結果を事業者へフィードバックすることで商品改善につなげること。

(6) その他本事業に関わること

- ・発注者に対して事業進捗や調整状況等を報告するため、本業務全体の計画書及びスケジュールを作成することとし、進捗管理のための中間報告を2回程度行うこと。
- ・本事業の実施にあたり、県が現地訪問する際には、重要な関係者(海外バイヤーやキーパーソン)との面談機会等を確保すること。
- ・生産者の所得及び輸出意欲向上につながるよう、高単価での販売ができる新規販路の構築に努めること。
- ・委託事業終了後においても、対象品目の継続取引に向けて努めること。
- ・委託事業終了後においても、継続状況に関する照会が県からあった場合には、報告を行うこと。

7. 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに県へ提出すること。併せて、県との連絡調整方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、事業の実施及びその他の事業に関連する事項にあたっては、事前に県の担当者と協議し、県担当者に実施状況と報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

8. 業務完了報告

- (1) 業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、提出すること。
委託業務完了届 紙媒体 1 部
実施報告書 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部

- (2) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 水産部 水産加工流通課 輸出振興担当

9. その他留意事項

- (1) 受託事業者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、管理業務を除く業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記の上、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得なければならない。

- (3) 県は本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記請求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に書面で通知しなければならない。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (5) 受託者は、成果物(中間成果物を含む)を県に提出した日をもって、成果物に係る著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を県に無償で譲渡するとともに、以後、著作者人格権(著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。
- (6) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら長崎県の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要に応じて行う書類の提出や実施検査等に協力すること。
- (9) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること、納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

対象品目の詳細

1 対象品目

長崎産養殖クロマグロ(対馬地域で養殖されたもの)

2 取扱サイズ(GG)

40kg～60kg

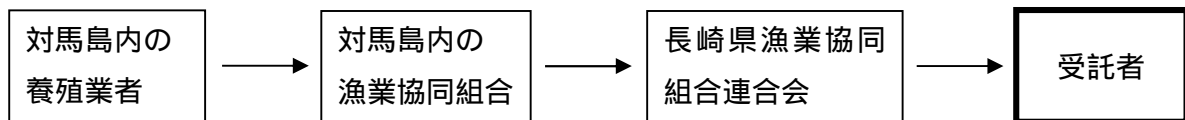
3 出荷可能時期

通年出荷可能

4 仕入れの流れ

(1)仕入れに係る商流

本事業の受託者は対馬から福岡までのルートを持つ長崎県漁業協同組合連合会を通じて仕入れることとする。取扱サイズは2のとおりであり、この範囲内のマグロで対応すること。



(2)仕入れに係る物流

博多港着荷以降の受託者への引渡し方法・時間等については、受託者決定後に長崎県及び長崎県漁業協同組合連合会との協議により決定する。

なお、水揚げ日次第では引渡日より前に水揚げしたクロマグロを仕入れることとなる点について留意すること。

(対馬から福岡までの養殖クロマグロの輸送実態例)

- ・ 水揚げされた養殖クロマグロはエラ腹抜き(GG)で、桶に氷水に浸かった状態で対馬市厳原港からフェリーで福岡市博多港へ輸送(1桶に40kg サイズ12本程度、60kg サイズ9本程度をまとめて輸送)。最短で水揚げ日当日の20時頃には福岡市博多港に着荷。(現状、国内取引業者へ翌日早朝より、段ボール箱を使用した梱包方法で輸送、販売している。)
- ・ 上記、出荷例の1桶単位の取引に満たない場合は、対馬島内で桶に氷水に浸かった状態で保管し、水揚げ当日、夕方、もしくは翌日の早朝、発泡スチロールに入れる梱包方法でトラックにて福岡へ輸送。この場合、水揚げ日の翌日13時頃に福岡市博多港に着荷。

5 その他

- ・今回取り扱う養殖クロマグロは人工種苗ではなく天然種苗である。